

1 簡易な請求書（はがき型）の返送状況と未返送の方への今後の働きかけについて

9月27日までにお送りした簡易な請求書（はがき型）（約768万件）について、10月16日時点で、約688万件（約90%）の返送をいただいております。

ご返送の期限（10月18日）までに返送いただけない方についても、年内に日本年金機構に届くよう返送いただければ10月分からのお支払ができるため、必要な方が確実に受給できるよう、年内に複数回のお知らせをお送りする予定です。

2 請求書の追加送付等について

簡易な請求書（はがき型）については、市町村から提供された所得・世帯データに基づいて、要件判定を行い、支給対象となった方に9月以降順次送付したところです。

簡易な請求書（はがき型）の送付後に、提出されていた所得・世帯データについて、24の市町村から訂正の申出がありました。当該市町村からの申出に基づき判定したところ、実際には支給対象ではないことが判明した方、新たに支給対象となることが判明した方、支給額が変更となる方が下記の市町村別の内訳のとおり、23の市町村においていらっしゃいました。これらに該当することが判明した方には、追加的にお知らせや請求手続に必要な書類をそれぞれお送りしています。また、このほか、個別に市町村に所得確認が必要であるため、今後判定を行う方が858名いらっしゃいます。この方々にも、追加的にお知らせや請求手続に必要な書類をそれぞれお送りします。

なお、新たに支給対象となることが判明した方については、請求手続に必要な書類を送付しており、そこに同封されている請求書（はがき型）を10月末までに返送いただければ、通常と同様12月からお支払いができます。

また、他の市町村においても同様の訂正がないか改めて確認をしており、その結果については、今後、日本年金機構のホームページの年金生活者支援給付金に関するページにおいて公表するとともに、必要な請求書の送付など適切に対応いたします。

〈市町村別の内訳〉

市町村	支給対象ではないことが判明した方	新たに支給対象となることが判明した方	支給額が変更となる方
岩手県岩手町	0	182	0
山梨県山中湖村	0	22	0
愛知県名古屋市	8	26	1
奈良県天理市	488	40	0
奈良県野迫川村	0	2	0
奈良県川上村	0	24	0
岡山県津山市	626	57	45
岡山県玉野市	307	34	47
岡山県早島町	55	3	0
岡山県吉備中央町	56	8	0
広島県呉市	143	1	178
広島県神石高原町	60	1	0

市町村	支給対象ではないことが判明した方	新たに支給対象となることが判明した方	支給額が変更となる方
香川県土庄町	42	2	0
香川県小豆島町	70	8	0
大分県臼杵市	0	684	0
大分県国東市	0	283	0
大分県竹田市	0	285	0
大分県津久見市	0	339	0
大分県日出町	1,220	1	0
大分県豊後高田市	0	334	0
大分県由布市	1	299	0
大分県姫島村	0	22	0
沖縄県多良間村	0	40	0

※ なお、10月19日（土）及び20日（日）については、これら請求書の追加送付等に関するお問い合わせを下記連絡先にて対応いたします。

TEL：0570-05-4092（ナビダイヤル）【9：30～16：00】